

海賊版サイト対策としての仮処分手続活用の有効性 ～漫画村事件にみる実務対応最前線～

令和元年10月9日
IDF第16期第3回「法曹実務者」分科会

八雲法律事務所
弁護士 山岡裕明

© 2019 YAKUMO LAW OFFICE All Rights Reserved.

自己紹介

- ◆ 資格
 - 弁護士(2010年登録)
 - 情報セキュリティスペシャリスト(2016年登録)
- ◆ 主な著書・論文
 - 「サイバーセキュリティと企業法務」
(ビジネス法務2017年10月号～2018年1月号)
 - 「情報漏えいと取締役の情報セキュリティ体制整備義務」
(中央ロー・ジャーナル14巻3号)
 - 「経営者の喫緊の課題 新たなサイバーリスクへの向き合い方」
(ビジネス法務2018年9月号)
- ◆ 役職等
 - カルフォルニア大学バークレー客員研究員
 - 内閣サイバーセキュリティセンター
法令集サブWGタスクフォースメンバー

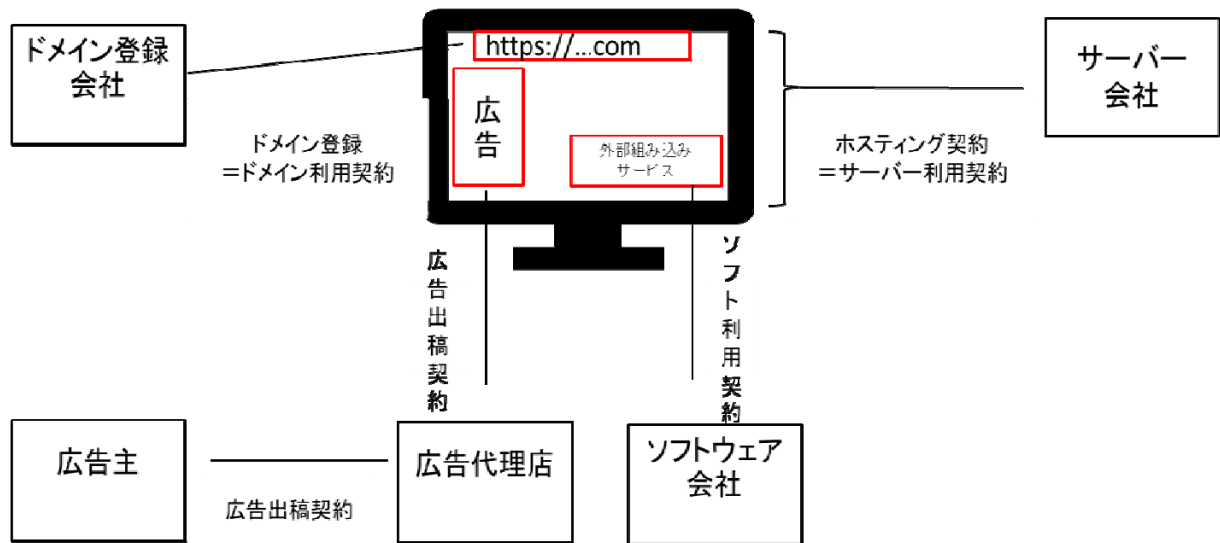
インターネット上の権利侵害の特徴

- ◆ インターネット上の権利侵害の最大の特徴として“匿名性”がある。
- ◆ つまり、権利侵害行為(違法行為)が存在することは明らかであるのに、行為者が分からないので、責任追及しようがない。
- ◆ 対策の一つとして、権利侵害情報の削除があるが、行為者がドメインやサーバーを変更すれば、容易に侵害行為が可能となる。
- ◆ そこで、抜本的な解決としては違法行為者の特定が重要となる。
- ◆ この違法行為者の特定のためには、法的アプローチと技術的なアプローチとの両方が重要になる。
- ◆ 漫画村を題材に特定手法を紹介。

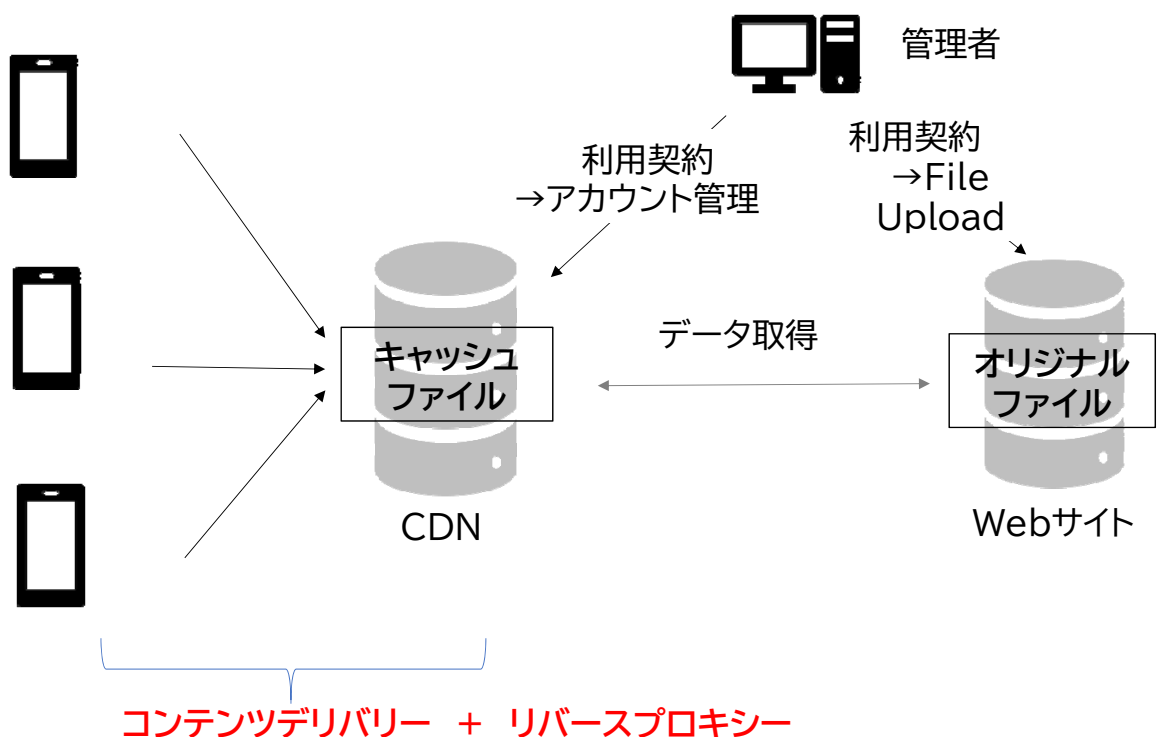
第1 海賊版サイトの現状

- ◆ 定義
 - 著作権法に違反してコピーされた書籍、動画、音楽などが不特定多数の者に公開されているウェブサイト。
- ◆ 代表事例
 - 漫画村、Anitube、Miomioなど。
- ◆ 被害推定額
 - 約4000億円(2017年9月から2018年2月まで。
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)
- ◆ 2018年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議
 - 「インターネット上の海賊版対策サイトに対する緊急対策」決定

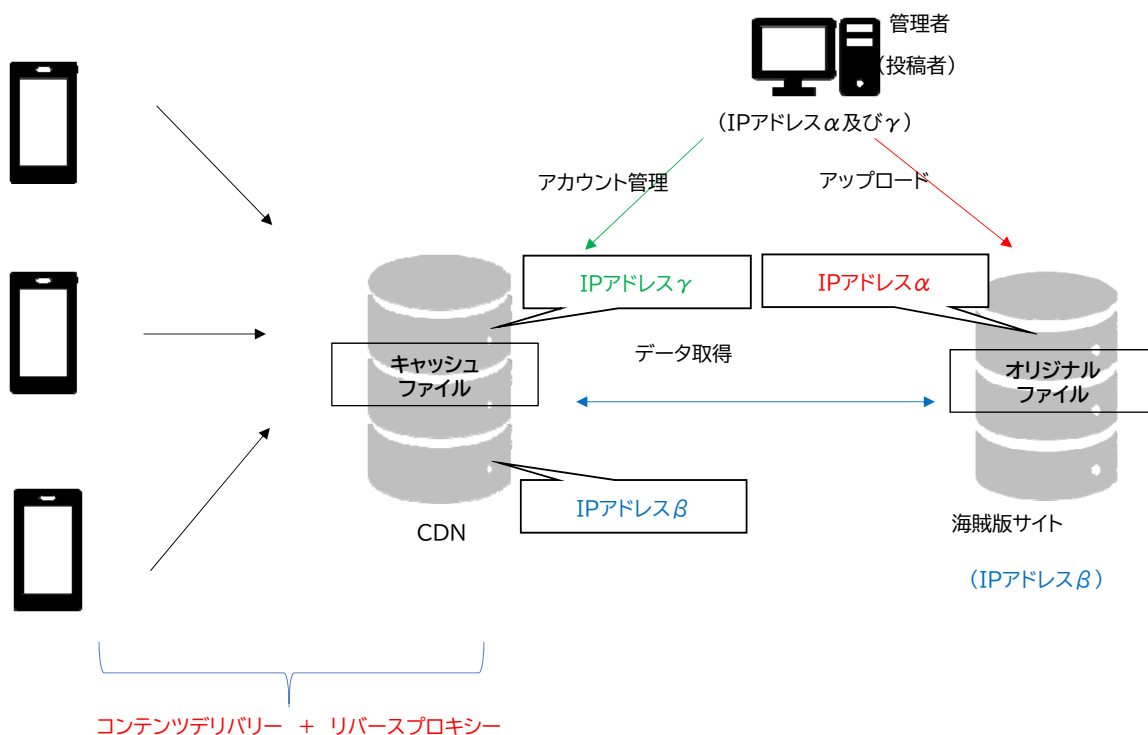
第2 技術的アプローチ



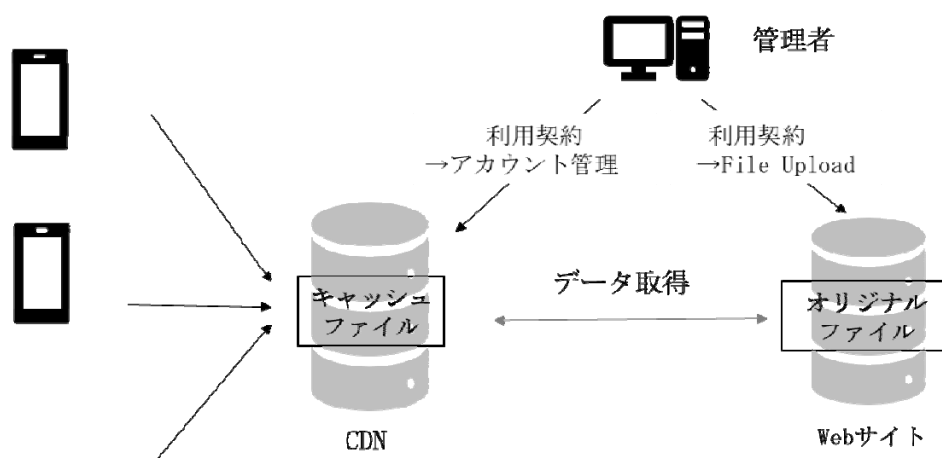
第3 CDN(Content Delivery Network)サービスとは



第4 海賊版サイトにおけるCDNの役割



第5 仮処分手続



1. 2018年10月9日東京地裁決定
 - ・肖像権侵害に基づくキャッシュファイルの削除
 - ・IPアドレスβの開示請求
2. 2019年1月28日東京地裁決定
 - ・著作権侵害に基づくキャッシュファイルの削除
 - ・IPアドレスγの開示請求

第5 仮処分手続(削除)

なぜ二段階で仮処分申立をしたのか。

1. 削除請求の論点

- ◆ 削除請求について人格権を理由とする方がハードルが低かった。
- ◆ 人格権に基づく差止請求権の成立においては、人格権が違法に侵害されている状態があれば足りる。
→誰がアップしたかを問わず、あるサイトに客観的に違法情報があれば、当該サイトの管理者は当該情報の削除義務を負う。
- ◆ 他方で、著作権に基づく差止請求の場合は、著作権法112条が根拠となるところ、同条は「著作権…を侵害する者」に対する差止請求を規定している。
→CDNが(同条)はアップした者ではない。それにもかかわわらず、同条の対象となるか実務上の解釈が定着していない。

第5 仮処分手続(開示)

なぜ二段階で仮処分申立をしたのか。

2. 開示請求の論点

- ◆ 開示請求の対象についてIPアドレス β とする方がハードルが低かった。
- ◆ 「侵害情報に係るIPアドレス」が開示請求の対象。
- ◆ IPアドレス α は著作権法に違反してアップロードする際に使用されるIPアドレスなので、問題なし。
- ◆ IPアドレス β は、著作権法違反のオリジナルファイルが蔵置されたサーバのIPアドレス。
- ◆ IPアドレス γ は、著作権法違反のオリジナルファイルが蔵置されたサーバを管理する者が、CDNのアカウントにログインする際に利用するIPアドレス。

第5 仮処分手続(管轄)

1. 削除請求

(1) 国際管轄

- ◆ 「不法行為に関する訴え」は日本で可(民訴3条の3第8号)

(2) 国内管轄

- ◆ 「不法行為に関する訴え」は不法行為があった地(民訴5条9号)
- ◆ すなわち東京

2. 開示請求

(1) 国際管轄

- ◆ 「日本において事業を行う者に対する訴え」(民訴3条の5第5号)は日本で可

- ◆ 日本国内にデータセンター+日本語でサービス提供の2点が根拠

(2) 国内管轄

- ◆ データセンターを設けている以外には「事務所又は営業所を有」(民訴5条5号)していることは確認できないので、管轄の特例(民訴10条の2及び民訴規則6条の2)で東京地裁